

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社「(仮称)折爪岳北風力発電事業環境影響評価方法書」に対する勧告について

平成29年3月27日
経済産業省

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称)折爪岳北風力発電事業環境影響評価方法書について、ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社に対し環境保全の観点から勧告を行った。

勧告の内容は別紙のとおり。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：岩手県二戸市、軽米町、青森県三戸町、南部町
原動力の種類：風力（陸上）
出力：最大95, 200kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	平成27年 7月21日
環境大臣意見受理	平成27年10月 9日
経済産業大臣意見発出	平成27年10月16日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	平成28年10月 7日
住民意見の概要等受理	平成28年12月28日
岩手県知事意見受理	平成29年 2月 8日
青森県知事意見受理	平成29年 3月 7日
経済産業大臣勧告発出	平成29年 3月27日

問い合わせ先：電力安全課 長村、高須賀
電話：03-3501-1742（直通）

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社「(仮称)折爪岳北風力発電事業
環境影響評価方法書」に対する勧告内容

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について

1. 本事業の対象事業実施区域内には、鳥獣保護区、保安林、馬淵川流域ふるさとの森と川と海保全地域に指定された森林及び岩手県自然環境保全指針による保全区分がBランクに位置付けられる地区が含まれ、また、対象事業実施区域周辺には、県立自然公園が存在する等、対象事業実施区域及びその周辺は環境保全上、重要な地域であることから、専門家等の助言を受けて、野生動植物の生息・生育に係る十分な調査を行い、その結果に基づき予測及び評価を実施すること。
2. コウモリ類のハートラップ調査及び希少猛禽類の定点調査について、対象事業実施区域北側には調査地点が配置されておらず、これらの生息状況が適切に把握されないおそれがあることから、必要に応じ専門家等から意見聴取した上で、調査地点の位置及び地点数を再検討すること。
3. ガンカモ類、ハクチョウ類等は、夜間の渡りが行われることから、必要に応じてこれらの鳥類に係る夜間調査の実施を検討すること。
4. 対象事業実施区域北部においては、森林が名久井岳山麓まで広がっている。事業の実施による森林の伐採によって、風向、日当たり等に変化が生じ、名久井岳の植物相等に影響を及ぼすおそれがあることから、これらの植物の生育環境に及ぼす影響について、適切な手法により調査、予測及び評価を行うこと。